

生活環境保全のための新たな対応策検討会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生活環境保全のための新たな対応策検討会議（以下「検討会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴定員)

第2条 傍聴を認める者（報道機関の関係者（以下「報道関係者」という。）を除く。以下「傍聴者」という。）の数（以下「傍聴定員」という。）は、会議の都度、大気水質保全課長（以下「担当課長」という。）が検討会議の会場の収容人員等を考慮して定める。

(傍聴手続き傍聴者の決定)

第3条 傍聴を希望する者（報道関係者を除く。）は、担当課長があらかじめ周知した傍聴の受付日時及び受付場所に集合するものとする。

2 担当課長は、前項の規定により集合した者の受付を行い、その数が前条の規定により定めた傍聴定員に達するまで順次、傍聴者として決定し、傍聴券を交付する。

(取材活動に対する配慮)

第4条 報道機関の取材活動については、可能な限り配慮するものとする。

2 担当課長は、傍聴を希望する報道関係者の受付を行い、傍聴券を交付する。

(傍聴することができない者)

第5条 次の者は、傍聴のために会議の会場に入場することができない。

(1) 傍聴券を所持しない者

(2) 検討会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴者等の守るべき事項)

第6条 傍聴者及び傍聴を行う報道関係者（以下「傍聴者等」という。）は、会場の秩序を乱し、又は検討会議の妨害になるような行為をしてはならない。

(秩序の維持)

第7条 座長は、検討会議の円滑な運営を図るため、傍聴者等に必要な指示をし、又は大気水質保全課（以下「担当課」という。）の職員に指示させることができる。

2 座長は、前項の指示をし、又は担当課の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴者等が指示に従わないときは、傍聴者等を退場させることができる。

(傍聴の心得)

第8条 公開の検討会議を開催する場合には、別に定めた傍聴の心得を傍聴券の裏面に印刷

し、これを傍聴者等に交付するものとする。

(分科会)

第9条 第2条から前条までの規定は、検討会の分科会について準用する。この場合において、「検討会」とあるのは、「分科会」と、「座長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(実施細目)

第10条 この要領に定めのない事項は、座長が定める。

附 則

この要領は、令和4年2月14日から施行する。